

平成18・03・09貿局第2号
輸出注意事項18第6号
平成18年3月29日
経済産業省貿易経済協力局

最終改正 平成19・03・23貿局第1号・輸出注意事項19第13号
平成19年3月30日公布・平成19年4月1日施行

配合飼料の輸出承認について

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の29の項の中欄に掲げる配合飼料の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、平成18年4月1日から下記により行います。

なお、「配合飼料の輸出承認について」（平成17年3月31日付け平成17・03・11貿局第3号・輸出注意事項17第14号）は、平成18年3月31日限り、廃止します。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の29の項の中欄に掲げる配合飼料とする。

3 輸出規模の設定

(1) 貿易経済協力局長は、養魚用飼料(粗たん白質を37%以上含有し、魚粉を使用しているものに限る。)について必要と認める場合には、各年度ごとに輸出承認を行う輸出規模を数量で設定することができる。

(2) 貿易経済協力局長は、必要と認める場合には、輸出規模の変更を行うことがある。

4 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に輸出承認申請書2通を提出するものとする。

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

- ① 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し1通
- ② 養魚用飼料にあつては、メーカーの分析表の写し1通又は第三者機関による分析を証明した書類の写し1通
- ③ 養魚用飼料以外の配合飼料にあつては、メーカーの原料配合割合表の写し1通

5 輸出の承認

(1) 養魚用飼料

輸出の承認は、当該申請に係る数量が上記3により設定された数量の範囲内であること及び当該申請が上記4に従って行われたものであることを確認の上、行うものとする。

(2) その他の配合飼料

輸出の承認は、当該申請が上記4に従って行われたものであることを確認し、国内需給を勘案の上、行うものとする。